

鳥取県告示第614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
ライフケア鳥取 有限会社 代表取締役 小椋 節	鳥取市浜坂六丁目2-20	ライフケア鳥取有限会社	鳥取市浜坂六丁目2-20	特定介護予防 福祉用具販 売、介護予防 福祉用具貸与	平成20年8月 31日